

# 大和物語評釈(六十八回)

今井源衛

私は、昭和三十六年九月から同四三年十一月まで六七回にわたって、「国文学」誌に、「大和物語評釈」を連載したが、三十段ばかりを残したまま、大学紛争のために中断してしまつた。本稿は、その続稿である。

## 二段

みかどおりる給ひてまたのとしの秋、御ぐしおろし給て、ところぐ山ぶみしたまてをこなひたまひけり。備前のせうにてたちばなのよしとしといひける人、内におはしましける時、殿上にさぶらひける、御ぐしおろしたまひければ、やがて御ともにかしらおろしてけり。人にもしられたまはでありき給ひける御ともに、これなむをくれたてまつらでさぶらひける。「かゝる御ありきしたまふ、いとあしきことなり」とて、内より、少将・中将、これかれ、「さぶらへ」とてたてまつれたまひけれど、たがひつゝありきたまふ。和泉の国にいたりたまふて、日根といふところにおはします夜あり。いとところはそうかすかにておはします事を思つゝ、いとかなしかりけり。さて、「ひねといふ事をうたによめ」と、おほせごとありけ

れば、この良利大徳、

ふるさとの旅寝の夢に見えつるは恨みやすらむ又と、はねばとありけるに、みな人なきてえよまずなりにけり。その名をなん寛れんたいとくといひて、後までさぶらひける。

〔語釈〕☆みかど・宇多法皇。☆おりる給ひて：宇多天皇の讓位は、寛平九年(八九七)七月三日。「おりる」は退位する、意。

☆御ぐしおろし給ひて・剃髪出家なさつて。宇多天皇出家の年次については二説あり、扶桑略記には、讓位の翌々年昌泰二年(八九九)十月十四日、日本紀略には同じく十月二十四日とするが、古本系大鏡は、その前年昌泰元年四月十日のこととする。しかし、伊勢集には「みかどおりさせ給ひて二年といふに、御ぐしおろさせたまひて、仁和寺といふ所に住ませ給ふ」とあり、流布本系の大鏡にも「昌泰二年己未十月十四日出家させ給ふ。御名金剛覺と申しき」とあり、扶桑略記・紀略・一代要記などすべて同年十月十五日に東寺で灌頂を受けた旨記されており、昌泰二年十月出家が正しい。出家は讓位の翌々年の初冬のことであるが、物語の本文がそれを翌年のことと誤つたのは、出家以前の昌泰元年十月二十日から十日間

程、宇多上皇は交野・宮瀧・立田山・難波を巡遊されたことがあり、大和物語の作者がそれと後に述べる延喜七年十月の御幸とを混同したものかと全集（『日本古典文学全集』8、大和物語。以下同）はいう。また十月は正確に言えば秋ではなくて冬であるが、拾穂抄は、「一年をなべて春秋といへば、春は夏にこもり、秋といふに冬はおのづから待る心によ。又物語にはかく大様にいふ事おほかるべし」とする。殊に野外の逍遙のことだから、晩秋と初冬とはまぎれる事もあるうか。☆御ぐし・・「くし」は頭髪、あるいは頭の意。「ミグシ」とよむ。☆給て；すぐ後の「たまで」とともに、当時のよみかたに問題がある。「給て」は活用語尾の「ひ」もしくはその音便形である。「う」の省略とみられるが、そのいづれかを決することはできない。☆山ぶみ・・扶桑略記によれば、宇多法皇は昌泰三年七月吉野の金峰山に、延喜四年及び五年四月十四日・同六年十月十七日の三度比叡山に、延喜七年十月二日〜二八日には紀伊・熊野に参詣している。本段の御幸はこの最後の延喜七年十月のものである。（なお後述） ☆橘良利・・花鳥余情手習巻に「備前掾橘良利、肥前国藤津郡大村人也。出家名寛蓮、為亭子院殿上法師。亭子院法王山ふみし給ふ時御ともしける由大和物語にのせ侍り。暮の上手なるによりて、暮聖といへり。延喜十三年五月三日、奉勅作暮式、献之。」とある。昌泰二年十月十四日、宇多上皇出家とともに、入道。時に肥前掾（大鏡）、三四歳。出家後寛蓮（古事談は「観蓮」と号し、暮に巧みであった事は西宮記に「延喜四年九月二十四日、石寛蓮右少弁清貫等、令囲暮」とある外、今昔物語二十四「暮擲チノ寛蓮暮擲チシ女ニ値ヒタル語」にも見える。東寺長者補

任によれば、「延喜八年五月三日癸酉、法王四二、於東寺法三御子（「晋世親王」と傍注）二十二、並寛蓮三五金会理、延徹令授灌頂給云々」とあり、これによれば、貞観十六年（八七四）生まれで、この話の延喜七年当時は三十四歳となる。仁和寺の北にある弥勒寺は、彼が宇多天皇との囲碁で勝ち、その賭物の金の枕を資として建てたものだという（古事談六・今昔物語二十四）。二中歴にも「囲碁、暮聖、寛蓮・賀陽・祐拳（下略）」とある。なお、鈔は「吉俊」の字をあて、「備前掾吉俊は清友の孫吉清子」とするが、系図類には良利・吉俊とも見えない。また、拾穂抄は「ひせんのせう」の注に、「備前・肥前の両説あり」とし、大鏡・河海抄・花鳥余情は「肥前掾」、大日本史国郡司表にも「肥前掾」とする。ただし大和物語の諸本多くは「備せんせう」であり、鈴・巫は「ひせん」とする。また昌泰元年十月に紀長谷雄が作った「競狩紀」には「越前権掾橘良利」としている。大和物語の本文としては「備前」を探る外ない。☆内におはしましける時・宇多天皇が内裏にいらつしたとき。ご在位中の意。☆さぶらひける・鈴・巫「したりける」。類・抄・図・衆「さぶらひて」。底本のままならば、「さぶらひけるに」「さぶらけるが」などのような句の省略形とみられるが、挿入句として機能している。☆殿上にさぶらふ・殿上人としてお勤めをしていた。殿上人は四・五位の官人、六位の藏人の中で、勅許を得て、清凉殿の「殿上の間」に伺候し、帝のお側仕えをする。☆やがて・・すぐ、そのまま。☆かしらおろしてけり・・底本「かしらおろしてけり」だが、諸本に従う。古今集哀傷にみえる僧正遍正の「みなひとの」歌の詞書にも「かしらおろして

けり」とあり、体言「かしらおろし」は他に所見がない。☆内・醍醐天皇（八八五〜九三〇）。宇多天皇第一皇子。母は藤原高藤の娘胤子。寛平九年（八九七）七月、元服、即位。延長八年（九三〇）九月崩御。延喜七年当時二十三歳。☆少将・中将これかれ・中将や少将のあれこれの人々に対して、の意味。舌足らずの表現である。少将は左右各定員二名、中将は正五位下相当。中将は同じく各一名、従四位下相当。ともに正権両官がある。この時は右中将藤原仲平と左少将源嗣が該当する。後述。巫「これかれたづねつゝ、御ともにさぶらへ」。☆たてまつれたまひけれど・下二段活用の「たてまつる」については、目上の者に対して、消息や人を、人を介して遣わす場合に用い、「たてまつり入れ」あるいは「たてまつらせ」の約という説があるが、詳しくは分らない。巫・鈴「たてまつりたまひけれど」。☆たがひつつ・単に行き違いになったというよりは、故意に会わないように、はぐらかしての意であろう。大げさな見舞いや供奉を、法皇が煩わしがられたことを強調する表現とみられる。☆いづみの国にいたりたまふて・巫・鈴ナシ。☆日根・和泉国日根郡日根野村。和名抄にも和泉国の郡名として「日根、比禰」と出ている。古くから「日根野」の名でよばれ、平安時代には遊獵の地として名があり、桓武天皇の行幸もあつた。今の大坂府泉佐野市。もつとも、当時京から熊野に出るには、通常は山崎の津から乗船、淀川を下り、河口で下船、陸路を南下して、堺の南のあたりから、小栗街道を通り、雄山峠を越えて紀伊国に入るのが常である。日根野はこの通路からはかなり西に離れている。紀伊国に入るのに、設備も整った小栗街道をとらずに、わざわざ海岸

にそつて南下した理由は何であろうか。この段の歌が「ひね」を詠み入れるという、当時大流行の物名歌であることも、注意する必要もあらずである。なお後述。☆かすかにて・類聚名義抄に蕭、蕭条をカスカナリと訓じている。人少なにひつそりと、心ぼそい状態のさま。☆事を歌によめ・「事」は「言」の意のあて字。「ひね」を歌題としてというのではなく、一首の歌の中にこの文字を詠み込め、の意。地名を詠み込む物名歌は、特に後撰集時代に流行した。☆だいとく・大徳。辞海に「梵云婆檀陀、原為称仏之名、在律中則為比丘高年之称」とあり、中国の原義では、仏、あるいは老年の僧を敬つていう言葉である。我が国の平安朝では、高徳の僧を意味し、ひいては一般に僧侶をさすことも多い。この物語でほかにも「宿徳にましましける大徳のはやう死にけるが」（二五段）、「この大徳坊にしける所のまへに」（四三段）とある。「だいとこ」ともよむ。☆「ふるさとの」の歌・新古今集羈旅に「亭子院御ぐしおろして、山々寺々に修行したまひけるころ、御供に侍ひて、和泉国日根といふ所にて、人々歌よみ侍りけるに、よめる、橋良利」として所出。「ふるさと」は妻子がいる住み慣れた我が家ぐらいの意。今日の故郷ではない。こはそこに住む人、特に妻を指す。他人が我が夢枕に立つのは、その人が自分のことを思つていて、その魂がからだを離れてこちらへ来る為と信じられていた。「思ひつつぬればや人の見えつらむ夢と知りせばさめざらましを」（古今集恋二、小町）は有名だが、そのせつない思慕の情を逆の恨み心に転じた所に、この歌の工夫があるろう。「たびね」に「日

「根」が詠みこまれてゐる。また、「うらみやすらむ」に「浦見」をかける。五十二段にも「わたつみの深き心はありながらうらみられぬるものにぞありける」がある。古今集には

わたつみの我が身こそ波たちかへり海人のすむてふうらみつるかな（恋五）

あふことのなきにしよる波なれやうらみてのみぞたちかへりぬる（恋三、在原元方）

など多く、すでにありふれた技巧であつた。☆そのなをなん・巫「そのよしとし」

〔通釈〕（宇多の）帝はご讓位なさいました翌年の秋に、御髪もおおろしなさいまして、あちこちらと山歩きをなさいまして、仏の道のお勤めをなさいました。備前の椽で橘の良利とかいった人は、帝がご在位の時は殿上人として伺候しておりましたが、帝がご出家なさいましたので、そのまますぐにお供をして髪を剃り落としてしまいました。帝が人にもお知らせにならずにお歩きになりましたお供に、この人はとり遣されないようにして、いつも伺候しておりました。「このようなお歩きをなさるのは、実に悪いことだ」というので、御所からは少将や中将で、あれこれの人に「お側仕えをせよ」とのことでお遣わしになりましたけれど、帝はその人々を度々はぐらかしなさいまして、お歩きになります。和泉の国にお着きになりました、夜、日根という所においでになりました。お供の者たちは、帝がほんとに心ほそく、おさびしく頼りない有様でいらつしやることを思つて、ほんとに悲しかったのでした。そんな中

で、「ひね」という言葉をお歌の中に詠め、との仰せごとがありまし

たので、この良利大徳が詠んだ歌には、わが家の者の姿が旅寝の夢に見えたのは、私を恨んでいるのだろうか、あれ以来一度も訪ねていかないのだから。

とありましたので、皆泣いて、歌も詠めなくなつてしまいました。この大徳はその名を寛蓮大徳といつて、後々までお仕えをいたしましたとか。

〔余説〕この宇多法皇の紀伊国御幸の史実は、西宮記の「諸社行幸」条に引かれた「延喜御記」逸文に見える。左にその要点のみ、訓読文として掲げておく。

（延喜七年十月一日）（醍醐天皇）道明をして左大臣（時平）に仰せて曰く、「仁和寺（宇多上皇）紀伊国におはしますべし。若し申す所有るべきや否や」と。大臣申さしめて云はく、「先例を勸ふるに、清和太上天皇平城におはする時、能有朝臣等、宿衛を引きて従ひ奉る。又前の時法皇行幸の時は友干朝臣従ひ奉る。今おもへらく、参議少将等を遣し奉らば善かるべし（下略）」と。

（同月二日）使仲平朝臣途中を問ひ奉る。

（同月十八日）伊勢・賀茂上下・松尾・石清水・春日・平野・住吉・日前等の神を拜し法皇の道中の平否を祈る、云々。河内守安世を蔵人所に召し、菅根朝臣をして太上天皇遷御之時供奉に關けし怠状を勸へしむ。

また、扶桑略記にも次ぎの記述がある。

（十月二日）仁和寺太上天皇紀伊国に幸し、熊野の山に参りおはします。勅使右近中将仲平朝臣途中を問ひ奉る。法皇の御幸に従

ひ奉らしめんが爲に、使を差して、參議昇朝臣を召す。

(同月三日) 昇朝臣奏せしむ。「昨日、途中馬に踏まれて、足の上

腫れ参入するを得ず」と。勅して、「宜しく仲平朝臣に仰せて、

法皇の御幸に祇候せしむべし」と。穀倉院の綿三百屯・調布二

百端を以て、法皇の紀伊国に幸したまふ途中に充て奉る。

(同十七日) 夜に及び、仲平朝臣紀伊国より来りて復命す、「法皇

去る十一日を以て、切尾湊より舟に御しまして、熊野神社に赴

き向ひたまふ」と。其の日、道中の消息を報ぜしめんが爲に、

仰せごと有りて還り来らしむるなり。但し、伝へ聞く、道中に

進みおはしまして、海に及び、山に傍して、其の路甚だ難し

と、云々。

(同月二十八日) 左近少将嗣仁和寺より還り来りて復命す、法皇仰

せられて云はく、「只今の時を以て紀伊国より還らん」と。

以上をまとめて言え、延喜七年十月一日、法皇は熊野參詣の途

につき、醍醐天皇はその警護の爲に右中将藤原仲平を道中の見舞い

の爲に、また參議源昇を行幸供奉の爲にそれぞれ派遣することに決

定したが、翌日になると、昇は負傷と称して供奉を辞退し、仲平に

交替、旅費として、綿、布などが朝廷から支給された。同月十七

日、仲平は一足先に紀伊国より帰り、法皇が十一日に切尾(「尾」

は「目」の誤か) 湊から船で熊野に向かった旨を報告、その地の難

路であることを述べた。翌十八日に朝廷は行幸の無事を諸社に祈願

するとともに、途上の接待に疎漏のあった河内守安世を取り調べた

上で、その始末書の文案について審議した。法皇は二十八日無事に

帰京の旨、使者の源嗣(融)の息。昇の弟に「副」があり、尊卑分脈

に「従四下兵部大甫、或嗣云」とある) が醍醐天皇に報告してき

た。

なお、後撰集十九歸旅に、

法皇遠き所に山ぶみしたまひて、京にかへり給ふに、旅のや

どりに給うて、御供にさぶらふ道俗に歌よませ給うけるに、

僧正聖宝、

人ごとにけふけふとのみ恋ひらるる都近くもなりにけるかな。

とあり、聖宝もこの御幸に加わっていたらしい。

また、この行幸の史実と関連して、この段の説話としての発想に

ついて、触れて置く。既に福井貞助氏によって指摘されている事

【歌物語の研究】三一九ページ) であるが、大和物語には伊勢物

語の時代を受け継ぐという意図がみうけられ、伊勢物語の内容を模

倣した跡がしばしば見える。この段もまたそうらしい。特に伊勢物

語九段、東下りの八橋、隅田川の条の影響を考えないわけにはいか

ない。八橋では主人公が、「ある人」に「かきつばたといふ五文字

を句の上にするてよめ」と言われて、「からごろも」の歌をよみ、

「みな人、かれ飯のうへに涙おとしてほとびにけり」ということ

になるが、大和物語では帝が「ひねといふことを歌によめ」との仰せ

があつて、良利が「ふるさとの」の歌をよむ。都を遠く離れたの郷

愁、ことに妻への思慕、他人の勧めによる詠歌と言う事情、それを

聞くと一同泣き出したという結末のつけかた。寛蓮が法皇出家の後

を追つたらしいのも、六歌仙の一人である遍正僧正の場合とよく似

ていて、業平との接近を思わせる。隅田川の条も同様で、伊勢では

「日もくれぬ」とあるのに対して大和は「夜」である。伊勢の「限

りなく遠くも来にけるかなとわびあへるに(略) 皆人もものわびしくて、京に思ふ人なきにしもあらず」のあたりは、表現力は劣るもの、大和でもそのあらまじは似ている。最後に「舟こぞりてなきけり」も前述の通りだ。

とすれば、この段がはたしてどこまで史実に忠実であったか、疑えば疑えるところがある。法皇は十月三日に京を出発、十一日には紀伊国に達している。従者も少なくとも数人はいたであろうし、僧には縁遠い狩獵地であり、しかも日根が当時の熊野参詣のルートである小栗街道から遠くはなれていることは、かなり不自然である。花山院も後年熊野にでかけているが、やはり小栗街道を通っている。

新城常三氏「中世の寺社と交通」によれば、当時京と熊野との往復には二〇〜三〇日を要したという。宇多法皇の御幸はほぼそれに相当するわけで、事実上はルートを外れた回り道をする余裕はあまりなかったのではあるまいか。本文に朝廷から遣わされた使者をしきりにまいたというのも、上記の記録には、河内守が接待に手を抜いたというので譴責処分が付されている点に、何かあったかの疑いも生じようが、使者の復命した内容には、宇多法皇自身の行方がつかめなくて困ったという話にはなっていない。法皇がわざわざ朝廷から派遣された使者をたびたびまいたとまでいうのは、話として出来過ぎの感がある。これは菅原道真が延喜三年に死んだ後四年の出来事であるが、例の菅公が雷神となって時平の一族に襲い掛かり、次々に取り殺したのは、これよりもさらに数年先の事である。そして延喜十年代には、この菅公雷神伝説や醍醐天皇にまつわる日藏地獄めぐりの伝承もすでに生まれつつあったという。本段の説話も、種

となった史実があつたことは明らかなもの、超俗の宇多法皇像という肉付けの上では、このような歴史的背景が潜んでいるかもしれない。もちろんこれらは憶測に過ぎず虚構の確証とするには足りないが、少なくとも、この段の発想の根底にはそうした種々の文学的要素が濃厚である事には注意すべきだろう。

大和物語の段序は、他の古典の場合と同じく、もともととは無かつたもので、写本類には一切その記述はなく、近世に入り、研究的な読者がそれを施すようになった。現在一般に用いられている段序は北村季吟の拾穂抄によるのである。それによれば、本段は二段である。しかし、鈔はこれを「初段豎並」として、独立の一段とは見ていない。「並びの巻」は源氏物語や宇津保物語などで知られていることであるが、中世の研究者の間起こった作品の構成論的分析に基づく名辞である。また「豎」とは、鈔の通行十二段の注に「段のならばたてよこのころは、本段の次にあるは豎也。本段の事よりさきありし事を次にあるは横也」、また同じく「一〇五段の注に「同じ帝同じ人などある所を前段のならばと云なり」とあつて、この段が初段に続いて宇多法皇を主人公としている点で、そのように扱っているのである。中世の物語観に、登場人物による單元化の傾向が強かつたことを暗示するものと言えるだろう。参照、拙稿「古注『大和物語鈔』考」(『王朝文学の研究』所収)。

## 十八段

故式部卿の宮、二条の御息所に絶えたまひて、またの年の正月の七日の日、若菜たてまつりたまうけるに、

ふるさとと荒れにしやどの草の葉も君がためとぞまづは摘みける。  
とありけり。

【語釈・校異】☆故式部卿の宮、二条の御息所・・宮は前段の敦慶親王ではなくて、敦実親王のこと。鈔は、「爰に故式部卿と有は寛平第三敦慶親王なり。人かはる故に、先段式部卿とある次に、又故式部卿とある也。次には同じみことあり」と言う。鈔は十七段の「故式部卿」を是忠親王とし、それに続く本段の「故式部卿」を敦慶親王とするので、このような注を要したわけだが、趣旨としては、同一人が連続する二段に登場する場合には「同じ人」「同じみこと」などと記すが、呼称は同じでも別人の場合には、このようにあらためてその呼称を反復記述するというのである。この前半の、前段に続いて同一人物が現れる時は「同じ人」のような語で受けるという指摘は、他の一二・一九・二八・三一・四四・四九・七〇・七二・七四・七五・七七・七九・八二・八三・八四・八五・八八・九〇・九三・九五・一〇七・一〇九・一一〇・一一二・一一九・一二七・一三二・一三三・一五二の各段にわたって、すべて例外なく「同じ人(帝・女・みこ・男ナド)」という形で前段を受けてをり、そのまま肯定できる。しかるに、この段のみがその原則に背いて、同一人物でありながら呼称をそのまま反復するということは考えにくいのである。ただし、人物が誰かについては問題があり、従来この段の故式部卿宮は、鈔の言うように敦慶親王とされてきたのであるが、近年に至って、南波浩・迫徹朗・増淵勝一・柿本奨の各氏によって、式部卿宮は敦慶親王とは別の、宇多天皇の第九皇子敦

実親王(八九三〜九六七。九五段参照)とする説が有力である。また、相手の「二条の御息所」も、「二条の后」の呼称を持ち業平との恋で名高い長良の娘の高子(八四二〜九一〇)では、年令的に成り立ちにくく、「二」は「三」のあやまりと見て、これを三条右大臣藤原定方(八七三〜九三三)の娘の能子(？〜九六四、醍醐天皇女御、後に藤原実頼室)とされるようになった。また、雨海博洋氏は、これとは異なる観点から、この前後の段は史実とは別に、伊勢物語の影響が強く、たとえば「つくも髪」の女のような虚構の物語として、名高いすぎ者である敦慶親王と高子とを組み合わせて登場させたかといわれる。史実から解放されて、物語の虚構性のみ重視し、かつ十世紀半ばのこの物語の成立の時点では、敦慶親王と二条后高子との具体的な年令差もあいまいとなっていたと考えれば、雨海氏の解釈も生まれるわけだが、本段と次の二〇段ともに、肝心の地の文および男女の歌の内容に、老女の恋というモチーフが欠落している点が問題となろう。強いて老女の恋というモチーフに固執すれば、すっかり嫌気がさした敦慶が、「今日はなにしろ若菜の日、まっ先にあなたのお顔を思い出しましたよ。せいぜいこれでも召しあがって、皺でも取ってくださいな。」と、からかい半分にこの歌を送ったという話にもなりそうだが、後の源氏物語あたりならば、源典侍相手にこんな事もあって不思議はなさそうだが、この時代にはどんなものか。伊勢物語の「つくも髪」の段もそのような意地の悪いからかいは見られないのである。雨海氏の指摘される、諸本例外なく「二条」とあることは問題として残るけれども、私はいちおう上記の説に従って、敦実親王と能子のこととしておく。

なお、鈔の掲げる物語本文には、「二位御息所」を「二位御息所」とし、その注に「照宣公女種子也。延喜の御息所也。中宮穩子の妹也」という。しかし、基経の娘に種子なる人物は見当たらない。女官はおおむね三位が最高位であり、道長の娘彰子ですら三位であった。平安末期には「二位局」も現れたが、大和物語の時代には「二位御息所」はあり得ないのであって、なにかの誤りと思われる。

☆正月の七日の日若菜たてまつり・若菜は春の初めの若草。正月、初めの子の日に野遊びに出て採り、これを食して一年の邪気を払うもの。起源は中国にある。帝に羹として差し上げて予祝する行事が民間にもひろがった。河海抄は延長三年（九二四）正月二十五日、宇多法皇四十賀の先例を引く。当初は日は不定であったが、次第に七日に固定するようになった。菅原文時の天曆九年（九五五）十二月二五日の奏状にも「七日勝遊、調三陽之佳氣」（本朝文粹四、論奏）とある。この物語のころにはこの行事は既にひろく流布していたとおもわれる。この歌が詠まれた年次について、柿本氏は、醍醐崩御（九三〇）後、能子死去（九六四）以前の間に正月七日が子の日に当たるのは天曆甲子六年（九四二）だけであることによつて、その年のこととされた。この時、親王は六十歳（日本紀略）、算賀の年である。☆「ふるさと」の歌・能子の歌。「ふるさと」は今日いう故郷ではなく、住み慣れた我が家、懐かしい家族の住む所ぐらいの意味である。ここでは、その上に「住み古した」の意味が加わり、次の「荒れにし」とあいまって、二人の結婚生活の長さ、その間に味わった夫の愛の薄さなどを想像させるはたらきがある。九三〇年の醍醐の崩御の後いくばくもなく、親王

と能子との関係が生じたとすれば、すでに二人の生活は二十年ほどにもなろう。長年つれ添ってきたが、その間夫の足は間遠のままに、今や老境に入つて、ついさきごろには離婚にまでゆきついてしまった。そういう女の悲しい思いが「ふるさとと荒れにし宿」の語ににじみ出ている。「荒れにし」には、住居が荒れたことの外に、夫婦の仲の荒廢の意も含まれているだろう。「若菜」の語を避けて「草の葉」というのも、粗末なものですという謙遜とともに、自らも老を迎えて夫に去られた女のみじめな身の上を託したものである。一首、光孝天皇（敦実の祖父）の「君がため春の野に出でて若菜つむわが衣手に雪はふりつつ」（古今集、春二）の影響が認められ、一見すなおな祝い歌でありながら、一抹の悲哀をこめたところに、新味があろう。

〔通釈〕お亡くなりになりました式部卿の宮さまが、三条の御息所と途絶えておしまいになりました、その翌年の正月の七日の日に御息所から若菜をさしあげなさいました時に、

我が家も古くなって荒れてしまいました、今日は子の日、さつそくに、その庭の草の葉でもあなたの為にと思つて摘んだことでした。

### 十九段

おなじ人、おなじみこの御もとに、ひさしくおはしまさざりければ、秋のことなりけり。

世にふれどこひもせぬ身のゆふさればすすろにものかなし  
きやなぞ



とありければ、御かへし、

ゆふぐれにもの思ふことは神無月もしぐれにおとらざりけり

となむありける。心に入らであしくなむよみたまひける。

〔語釈・校異〕☆おなじ人・おなじみこ・前段を受けて、能子と敦実親王。☆ひさしくおはしまさざりければ・・・「おはしまさざりければ」の主語は「みこ」。以下に「きこえたまひけり」などの語を省いた形。☆秋のことなりけり・・・附加的説明の爲の搜入句。以下に「かの御歌に」などの語を省いた形。☆「世にふれど」の歌・・・作者は能子。「世にふれど」は、単に世の中に生きながらえているけれど、というよりは、夫婦として長く暮らして来たが、の意味であろう。「こひ」は、体言として夫婦としての情交を暗にさし、それを失った結果として、今では人を恋しく思う心を失ってしまった自分だけでも、という二重の意味を含めている。「さすがに」は、理由もなく、むやみに。恋心をなくした女だから、いままら心を傷めるはずはないのに、の意。下半句は、古今集の、いづれも詠人しらずの歌、

いつとも恋しからずはあらねども秋のゆうべはあやしかりけり

(恋二)

夕さればいとどひがたきわが袖に秋の露さへ置きそはりつつ

(恋一)

夕されば人なき床をうち払ひなげかむためとなれるわが身か

(恋五)

などの発想を踏まえながら、我が身は「恋もせぬ身」と逆手を取っ

て、いまさら恋心など残っているはずも無いのに、夕暮れになると、もの悲しさがつのるのほどういうわけか、と相手に迫るのである。鈔は「こひもせぬ身とは、恋せぬといひ、恋しきといふ心はいひつくせる余情也」という。やや舌足らずながら、的確な評である。この歌、右近の「忘らるる身を思はず誓ひてし人の命のをしくもあるかな」(八四段)に似通ったところがある。☆「ゆふぐれに」の歌・・・敦実親王の歌。神無月は初冬であり、秋ではない。その点、地の文に「秋のことなりけり」と断っているのに矛盾するようであるが、「時雨」は晩秋から初冬にかけてのものである。古今集冬の巻頭歌にも読みこまれていて、問題にはならない。

親王がこの歌の出来栄えについて自分でも不満だった理由は、そのようなことではあるまい。直解に「御こたへ大ぞうなる様也」という通り、この内容・表現ともに、いかにも通り一遍で深みが無く、論理もすっきりしないのである。特に、物思いが時雨に劣らないとはどういうことか。断続的に降る時雨が、この場合の恋慕の涙にふさわしい比喩とはどうして思えない。古今集にもそのような例は無い。また、女の歌は形の上で「どうしてこんな変なことがあるのでしょうか」と、男に質問を発しながら、その不実を責めているのであり、親王はそれをうまくさばくことが必要なのであるが、彼の歌はまともな答えになっていない。「あしく」は「わろく」どころではない最悪のだが、確かに親王はよく自覚しているというべきであろう。

〔通釈〕同じ人が同じ皇子の御もとに、皇子が久しくお越しになりにませんでしたので。それは秋のことだったのでした。

こうして世の中に過ごしていても、人を恋しく思う心もなくしてしまった身の上ですので、夕方になると、わけもなくなにか悲しい気持ちになるのは、いったいどうしてなのでしょう。

とありましたので、御返歌は、

夕暮れに物思いをすることは、私の方も、十月のことだから、折りからの時雨に劣らず涙がこぼれることですよ。

とありました。親王はご自分でもお気に召さずに、ひどく下手にお読みなされたのでした。

〔余説〕鈔はこの段を「前段横並」とする。同一人物の話で、しかも時間的には前段とほぼ前後平行するの意味であろう。柿本氏はこの段の話は前段の離婚が実現するよりは早い時期とし、醍醐崩御の延長八年（九三〇）から親王が出家した天曆四年（九五〇）までの間の出来事とされる。

末尾に見える「心にいらで」云々の一句は、この物語の成立事情や環境について、多少の示唆を与えるものであろうか。この種の歌の作者自身の詠歌に関する感想を、物語の作者ないし編者はどのような経路によって入手したのだろうか。よしんば間接的にしろ、歌の読み手に極く近い人が、そこには介在している可能性が強いだろう。このような語句はこの物語の諸所に見えており、それを総合する事によって、その点の手掛かりを得ることも有り得ると思われる。